

諮問日：平成28年7月22日（平成28年度（最情）諮問第13号）

答申日：平成28年10月24日（平成28年度（最情）答申第32号）

件名：修習資金貸与要綱第31条の住所等届出書の提出状況が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、まとめて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書をいずれも作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年6月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

1 文書1について

住所等届出書は、修習資金貸与要綱（以下「貸与要綱」という。）31条により、修習資金貸与金全額の返還を終えるまで毎年4月30日を期限として、その年の4月1日における住所及び職業を最高裁判所に届け出るものであり、返還が始まった際、被貸与者宛てに確実に納入告知書を送付するために必要な情報を記載したものである。そこで、その提出を促すため、期限までに提出し

ない者に対して、督促を行っているが、この督促を行うために、その時点での未提出者の情報のみを把握すれば足り、年度ごと、期ごとに住所等届出書の提出状況を把握する必要はないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

2 文書2について

住所等届出書の提出を相当期間怠ったときは、貸与要綱21条2項1号、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（以下「貸与規則」という。）8条1項の規定により期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を返還しなければならないこととなるが、期限の利益の喪失から未返還額の請求までの手続は、該当する被貸与者ごとに個別に行うものであり、年度ごと、期ごとに期限の利益を喪失した人数を把握する必要はないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

3 文書3について

変更事項届出書は、住所の変更等、貸与要綱30条1項1号又は2号に定める事由が生じた場合に最高裁判所に届け出るものである。この変更事項届出書は、被貸与者の届出事項に変更が生じない限り、提出する必要はなく、また、同届出書が提出された場合には、個別に当該被貸与者の情報を変更し管理すれば足り、年度ごと、期ごとに変更事項届出書の提出状況を把握する必要はないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

4 文書4について

繰上返還は、貸与規則7条ただし書により、年賦金の返還期限前に修習資金の返還を行うことができる制度であり、被貸与者から、繰上返還申請書が提出された場合、返還期限や返還額を当初の予定から変更するなどの処理を行い、繰上返還分の納入告知書を送付するものである。これらの事務処理は、申請者ごとに個別に行うものである。年賦金の返還開始までは、繰上返還の申請に基づいた返還のみであるため、収納済等一覧表（法定帳簿）で月別に収納された人数を数えることは可能であるが、年度ごと、期ごとに整理されたものではな

いことから、申出に係る文書には該当しない。

5 文書5について

返還期限の猶予は、裁判所法67条の2第3項に規定され、被貸与者からの申請に基づき、猶予が認められれば一定期間修習資金の返還が猶予されるが、猶予申請があった場合、申請者ごとに個別に事務処理を進めるものであり、年度ごと、期ごとに申請者の人数を把握した上で事務処理を進める必要がないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

6 文書6について

返還免除は、裁判所法67条の2第4項に規定され、被貸与者等からの申請に基づき、免除が認められれば修習資金の返還が免除されるが、免除申請があった場合、申請者ごとに個別に事務処理を進めるものであり、年度ごと、期ごとに申請者の人数を把握した上で事務処理を進める必要がないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

7 文書7について

修習資金の年賦金の返還は、平成30年から65期の年賦金の返還が開始されることから、現在は繰上返還を申請した者からの返還のみとなっている。繰上返還された金額の総額については、徴収簿総括表（法定帳簿）に年度末現在の記載はあるが、期ごとに整理されたものではないことから、申出に係る文書には該当しない。

8 総括

以上のとおり、本件各開示申出文書は、いずれも作成又は取得していないから、これらを不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年8月29日 審議

④ 同年10月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件各開示申出文書は、新65期から68期までの司法修習生に係る期ごとの文書1から文書7までの各文書であり、これらはいずれも裁判所法67条の2に基づく修習資金の貸与を受けた者に関する文書であると解される。最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書をいずれも作成し、又は取得していないと説明しているから、その存否について検討する。

2 本件各開示申出文書は、修習資金の貸与に関し、裁判所法、貸与規則又は貸与要綱に基づく届出書等の提出やその懈怠その他の手続上の行為があった者の数等を、期ごと、年度ごとに記載した文書であるところ、修習資金の貸与や修習資金貸与金の回収は、その性質上、いずれも、被貸与者ごとに個別に行われるものであると考えられるから、修習資金の貸与に関する事務処理上、上記のような者の数を、期ごと、年度ごとに把握する必要があるとする事情はうかがわれず、苦情申出人もそのような事情を何ら主張しない。

したがって、本件各開示申出文書をいずれも作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所においては、本件各開示申出文書を作成し、又は取得をしていないと認められる。

3 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書をいずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人

(別紙)

新 6 5 期から 6 8 期までの，期ごとの以下の文書

文書 1 年度ごとに，住所等届出書の提出状況が分かる文書

文書 2 年度ごとに，住所等届出書の提出を怠った結果，期限の利益を喪失した
人の数が分かる文書

文書 3 年度ごとに，変更事項届出書の提出状況が分かる文書

文書 4 年度ごとに，繰上返還申請をした人の数が分かる文書

文書 5 年度ごとに，返還期限の猶予を受けた人の数が分かる文書

文書 6 年度ごとに，返還免除を受けた人の数が分かる文書

文書 7 年度ごとに，修習資金貸与金の回収状況が分かる文書